

市民等と市長の対話集会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市政に対して、市民及び各種団体（以下「市民等」という。）から直接市長が意見及び提言を聴取し、市民等と行政が協働してまちづくりを推進するため、市民等と市長の対話集会（以下「市長まちかどトーク」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 市長まちかどトークにおいては、次に掲げる事項について議論する。

- (1) 行橋市総合計画基本構想及び当該構想に基づく基本計画、行橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略その他市政において重点的に取り組んでいる事項
- (2) 市民等の関心が高い市政の課題
- (3) 市政への市民等の参加を推進するために必要な事項
- (4) その他市長まちかどトークの設置目的に照らして、市長が必要であると認める事項

(排除条項)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長まちかどトークの話題が次に掲げる事項について行われるときは、市長は、その途中でこれを中止することができる。

- (1) 単なる個人的な相談及び要望並びに道路及び水路の補修、整備等の地元要望に関すること。
- (2) 特定の個人に対する誹謗又は中傷に関すること。
- (3) 宗教、営業等に関すること。
- (4) 公序良俗に関すること。
- (5) その他市長が対話集会の目的に照らして不適當であると認める事項

(参加対象者)

第4条 市長まちかどトークの参加対象者は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者から構成された団体でなければならない。

- 2 前項に規定する団体の構成員は、5人以上とする。
- 3 参加対象者の年齢は、不問とする。

(申込方法)

第5条 市長まちかどトークへ参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、開催希望日の20日前までに市民等と市長の対話集会「市長まちかどトーク」開催申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 申込者は、前項の規定により申込書を提出しようとするときは、その内容について、あらかじめ担当所管（第12条に規定するものをいう。）と協議しなければならない。

(開催場所)

第6条 市長まちかどトークは、市内において開催するものとする。

- 2 市長まちかどトークの開催場所は、申込者において調整し、使用料その他開催において必要な費用については、申込者の負担とする。

(開催時間)

第7条 市長まちかどトークは、行橋市の休日を定める条例（平成元年行橋市条例第26号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の10時から20時までのうち、概ね90分程度を目安として実施する。

(開催決定)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、市民等と市長の対話集会「市長まちかどトーク」開催可否通知書（様式第2号）をもって申込者に通知しなければならない。

(関係職員の参加)

第9条 市長は、市長まちかどトークの内容に従い、必要に応じて、関係職員を当該集会に参加させることができる。

(結果の公表)

第10条 市長は、市長まちかどトークを終えたときは、その結果を公表するものと

する。

2 市長は、第5条第1項の規定により申込書の提出があった場合は、前項に規定する結果の公表について申込者が同意したものとみなす。ただし、申込者から同意しないとの特段の意思表示があった場合で、その理由が特にやむを得ないものと認めるときは、これを公表しないことができる。

(意見の活用)

第11条 市長は、市長まちかどトークで得た意見等を十分尊重し、必要に応じて、これを施策へ反映し、又は改善に向けた取組みに活用するよう努めるものとする。

(庶務)

第12条 市長まちかどトークに関する庶務は、市長公室秘書課（以下「担当所管」という。）において行う。

2 担当所管は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長まちかどトーク参加者の募集その他の広報に関すること。
- (2) 申込書の受付及び実施調整に関すること。
- (3) 市長まちかどトークに要する資料の作成
- (4) 実施結果の報告及び公表に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。